

# 第88回定時株主総会

## その他の電子提供措置事項

### (交付書面省略事項)

- ① 事業報告
  - 業務の適正を確保するための体制
  - 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要
- ② 連結計算書類
  - 連結株主資本等変動計算書
  - 連結注記表
- ③ 計算書類
  - 株主資本等変動計算書
  - 個別注記表

## 業務の適正を確保するための体制 (2025年11月30日現在)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は経営理念や理念実現のための基本姿勢を定め、役員及び従業員がこれらを遵守するよう社内に周知徹底をはかる。

#### 〔経営理念〕

- ・企業理念：主体的に価値創造に挑戦することにより個の成長を促し、さらなる社会貢献を実現できる企業となる
- ・ミッション（社会に果たすべき使命）：木の良さを活かして快適な空間創造に寄与する、木をムダなく使い持続可能な森林循環に貢献する
- ・コアバリュー（理念実現のための共通の価値観）：共生・誠実・しんか（深化・進化・伸化・新化）

#### 〔理念実現のための基本姿勢〕

- ・SDGsとリンクしたCSV（共通価値の創造）の推進
- ・ガバナンスの強化
- ・コミュニケーションと挑戦を促す企业文化
- ・取締役会については取締役会規程に基づきその適切な運営が確保されており、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正をはかる。
- ・当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっており、また、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から事業の報告を聴取し、決裁に関する社内規程に基づき重要な決裁書類は監査役の検印を受けており、法令定款違反行為防止のため監督強化を維持するものとする。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に関する情報については、文書管理に関する社内規程等に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
- ・取締役は重要な会議等の議事録を作成保存し適切に管理することとする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社及び子会社は、様々な経営リスクへの適切な対応を行うとともに、経営リ

スクが発生した場合の影響を極小化することを目的とする経営リスクマネジメント規程を制定し、運用する。

- ・当社及び子会社は、その業務執行に係るリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、市場リスク・災害リスク等の個々のリスクについてその把握と管理のための体制を整備する。
- ・災害、治安、公害等のリスク管理の責任者として経営リスク管理責任者を設置し、経営リスク管理責任者は各グループ会社を含む当該リスク管理体制の整備を指揮し、その状況について各代表取締役に報告する。代表取締役は当該報告に基づきリスク管理の状況を分析し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するために協議のうえ適切な対策を講じる。
- ・市場リスク等については各担当役員が管理にあたり、社長と速やかに協議のうえ適切な対策を講じる。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、社内規程において定められたそれぞれの責任者及び執行手続きの詳細に基づき執行し、また、業務の改善策等の報告を行うものとする。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・経営理念および理念実現のための基本姿勢を全従業員と共有し、コンプライアンス体制の基礎とする。また、必要に応じ各担当部署は規程・基準等を策定、研修の実施を行うものとする。
- ・取締役は当社及びグループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役及び社長並びに経営リスク管理責任者に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- ・内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置し各業務執行部門の監査を行っており、法令並びに当社の各種規程類等に準拠し、適正かつ効率的に業務執行がなされているかどうか等につき調査指導を実施する。また、社内法務部門は各部署からの法務相談に対する助言、指導を行うほか、コンプライアンスの強化を目的に、適宜法律上のアドバイスを顧問弁護士から受ける。
- ・法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての内部通報体制として、社長、社外取締役、経営リスク管理責任者、人事担当役員及び人事部長などを直接の情報受領者とする内部通報システムを設け、その情報は社内コンプライアンス指針に基づいて適正に対処する。

⑥ **当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ・当社は、子会社の指導、育成を促進してグループの経営効率向上をはかるため関係会社管理規程を定め、運用する。また子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、主な子会社の取締役会は原則月1回開催するものとする。
- ・親会社である当社の取締役が主な子会社の取締役を兼任し、また、子会社の経営内容等を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求め、当社の取締役会において子会社の取締役の職務の業務執行状況等を報告するとともに子会社の重要案件等も必要に応じ審議・検討することにより、グループ全体としての業務の適正を確保する体制をとる。
- ・法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての内部通報システムは子会社の従業員にも適用し、その情報は社内規程に基づき適正に対処される。
- ・経営リスク管理責任者は子会社管理部署を通じ、又は直接に子会社の業務の適正を確保するための規程等の整備状況を把握し、必要に応じて子会社に諸規程の制定・変更等について助言・指導を行う。
- ・取締役はグループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役及び社長並びに経営リスク管理責任者に報告するものとする。
- ・財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用する。

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ・当社は、監査役がその職務を補助すべきスタッフを置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ専任又は他部門と兼任する従業員を監査役スタッフとして配置するものとし、当該従業員は監査役スタッフ業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。
- ・当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を、当社の役員及び従業員に周知徹底する。

⑧ **取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**

- ・取締役及び従業員は社内規程に基づき当社の業績に影響を与える重要な事項について都度監査役に報告を行い、監査役は必要に応じていつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができることとなっている。
- ・内部通報システムの適切な運用を維持し、法令違反その他コンプライアンスに

関する事実について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

- ・各監査役は監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役会・事業戦略会議その他重要な会議に出席して情報の収集をはかるとともに、会計監査人と定期的に意見交換を行い相互の連携をはかる。
- ・子会社の役員及び従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、子会社を管理する部門へ報告する。

**⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ・当社及び子会社は、当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

**⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ・監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

**⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携をはかる。

**⑫ 反社会的勢力を排除するための体制**

- ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨みこれらの介入防止に努め、不当な要求は断固として拒絶するものとする。また、その旨を取締役及び従業員に周知徹底をはかる。
- ・反社会的勢力に対する対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置し、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備し、反社会的勢力に関する情報の収集、管理に努める。
- ・反社会的勢力による接触や不当要求などが発生した場合、対応統括部署が一元的に統括・管理し、外部専門機関及び顧問弁護士との連携のもと、各部門の対応に関する指導・支援を行い、必要に応じ社長並びに経営リスク管理責任者に報告する。

## 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

(2025年11月30日現在)

- ・取締役会を毎月開催し、社外取締役、社外監査役が出席するなか、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要案件を審議、決定するとともに、取締役の業務執行の適法性確保や効率性向上のため適切に報告、検討しました。なお、社外取締役のうち1名は弁護士であり、社外監査役の2名は公認会計士です。
- ・監査役会を毎月開催し、適切に協議を行ったほか、監査役は監査役会の監査方針、監査計画及び職務分担等に従い、事業戦略会議等の重要な会議に出席し情報収集を行いました。また、各取締役や会計監査人、内部監査室等との適宜情報交換に加え、子会社の役職員等との意思疎通及び情報交換を行い、監査役監査の実効性確保に努めました。
- ・会社方針やコンプライアンスの周知徹底、業務の効率化等を推進するため、当社の役員及び従業員を対象に全国各地で、代表取締役による方針説明会を実施いたしました。また、平素から告知文書やEメール、WEBベースの社内システム等を活用し、これらの周知・啓蒙をはかるとともに、各種研修の実施や、通信教育、資格取得及び外部セミナーへの参加を奨励しました。
- ・当社の「内部監査規程」に基づき内部監査室が作成した監査計画に則り、当社及び子会社の内部監査を実施しました。また、子会社の経営上の重要案件については、当社の「関係会社管理規程」に基づき、担当役員が、その調査結果を当社の取締役会や各監査役に報告しました。
- ・急激な為替相場の変動に対処するため、社長及び担当役員が協議のうえ為替予約取引等を活用し、リスクの軽減に努めました。
- ・「経営リスクマネジメント規程」に基づき取締役会においてリスク分析や評価を行い、経営環境の劇的な変化など様々な経営リスクに迅速かつ適切な対応ができるよう体制の整備をはかりました。

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2024年12月1日)  
(至 2025年11月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年12月1日残高	2,141	1,587	28,705	△1,174	31,259
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△594		△594
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△829		△829
連 結 範 囲 の 变 動			△5		△5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△1,430	—	△1,430
2025年11月30日残高	2,141	1,587	27,275	△1,174	29,829

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	継延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2024年12月1日残高	2,049	△1	547	△345	2,249	5,412	38,922
連結会計年度中の変動額							
剩 余 金 の 配 当							△594
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失							△829
連 結 範 囲 の 变 動	0				0		△5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	946	13	295	722	1,977	79	2,057
連結会計年度中の変動額合計	947	13	295	722	1,978	79	628
2025年11月30日残高	2,997	11	842	376	4,227	5,492	39,550

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社

- ・連結子会社の数 6社
- ・連結子会社の名称  
石巻合板工業株式会社  
アドン株式会社  
株式会社ナフィックス  
アイピーエムサービス株式会社  
株式会社アリモト工業  
PT. SURA INDAH WOOD INDUSTRIES (スラインダー社、インドネシア)

### ・連結範囲の変更

当連結会計年度より、非連結子会社であった株式会社アリモト工業は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

### (2) 非連結子会社

- ・非連結子会社の名称 株式会社巴川製作所
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の株式会社巴川製作所は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法を適用した関連会社

- ・持分法を適用した関連会社の数 1社
- ・持分法を適用した関連会社の名称 SANYAN WOOD INDUSTRIES SDN. BHD.  
(サンヤン社、マレーシア)

### (2) 持分法を適用しない非連結子会社

- ・持分法を適用しない非連結子会社の名称 株式会社巴川製作所
- ・持分法を適用しない理由

非連結子会社の株式会社巴川製作所は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

スラインダー社を除く連結子会社については、事業年度末日と連結決算日は一致しております。

スラインダー社については、決算日が12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

棚卸資産

製品、仕掛品

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料、貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- 環境対策引当金 微量P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用の見積額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における簡便法の採用

国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①製品の販売に関する収益認識

当社及び連結子会社は、木質建材事業及び合板事業の製造、販売を主たる事業としており、顧客との契約に基づいて製品等を引き渡す履行義務を負っております。

製品の引き渡しについては、製品を引き渡した時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断しています。

ただし、製品等の販売は国内の顧客に対するものであり、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の出荷から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、製品を工場から出荷した時点で収益を認識しております。

また、顧客との契約において約束された対価から値引き及びリベート等を控除しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

②工事契約に関する収益認識

一部の連結子会社は、木質建材事業における住宅のリフォーム及び内装工事を主たる事業としており、顧客との工事契約に基づき、履行義務を負っております。

工事契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方

法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

また、振当処理の要件を満たしている為替予約（買建）については、振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

金利スワップ 借入金の利息

為替予約（買建） 外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限、取引限度額及び管理手続等を定めた社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク及び為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約（買建）の振当処理及び金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

**(会計方針の変更に関する注記)**

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場

合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

#### (表示方法の変更に関する注記)

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めていた「電子記録債権」は、明瞭性を高める観点から当連結会計年度より独立掲記することとしております。

#### (会計上の見積りに関する注記)

##### 1. 棚卸資産の評価

###### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

製品	6,584百万円
うち、木質建材事業の製品	4,694百万円

###### (2) 会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により算定しております。生産中止又は販売中止の決定がなされた製品（シリーズ切り替えに伴い旧シリーズとなり通常価格での販売が見込まれない製品を含む）及び保有期間が一定期間を超える製品を滞留品等と認定しております。滞留品等は、その後の経過期間に応じた率（将来に販売されない見込みの影響を含む）を製品の設計価格に乘じて算定された金額を処分見込価額としており、当該金額まで帳簿価額を切り下げております。

木質建材事業の製品の評価に当たり、滞留品等の範囲及び各滞留品の設計価格に乘じる率（将来に販売されない見込みの影響を含む）の決定には、経営者による判断が含まれており、実際の処分価額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

##### 2. 固定資産の減損損失

###### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	17,756百万円
無形固定資産	359百万円
減損損失	318百万円

###### (2) 会計上の見積りの内容に関する情報

減損の兆候があると認められる場合には、資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否の判定を行っております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

当社の木質建材事業は営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから減損の兆候が認められ、当連結会計年度において減損損失の認識の要否の判定を行

っております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回ったことから減損損失を認識しております。

減損損失の測定に当たり、当社は回収可能価額として時価から処分費用見込額を控除して算定した正味売却価額を用いております。正味売却価額の基礎となる時価の算定には評価技法、市場性修正率、取引事例比較等の仮定の選択に専門的知識を必要とし、また、経営者の判断を伴います。今後の経営環境等の変化により正味売却価額に重要な下落が生じ、追加又は新たな減損損失の計上が必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	44,508百万円
2. 担保に供している資産	2,336百万円
建物及び構築物	
土 地	2,728
対応する債務	
買掛金	105
短期借入金	5,921
長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)	2,852
3. 圧縮記帳	
国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は、建物及び構築物、並びに機械装置及び運搬具等で4,680百万円であります。	
4. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。	
受取手形	1,063百万円
売掛金	10,680
契約資産	147
5. 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。	
受取手形	86百万円
電子記録債権	7
支払手形	1,285
設備関係支払手形	74

#### (連結損益計算書に関する注記)

##### ・減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失318百万円を計上しました。

用途	種類	減損損失 (百万円)
木質建材事業	機械装置及び運搬具	318

当社グループは減損損失を把握するにあたって、事業用資産は、継続的に損益の把握を行っている単位を資産グループとしております。また、事業の用に供していない遊休資産は個別に取り扱っています。主な資産グループ毎の減損損失を認識するに至った経緯及び回収可能価額の算定方法は次のとおりです。

木質建材事業の収益性改善が想定より遅れていることから、帳簿価額6,054百万円を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（318百万円）として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は、鑑定評価額に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

#### （連結株主資本等変動計算書に関する注記）

##### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	17,339,200	—	—	17,339,200

##### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	1,683,586	—	—	1,683,586

##### 3. 配当に関する事項

###### （1）配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2025年2月27日 定時株主総会	普通株式	313百万円	20円00銭	2024年 11月30日	2025年 2月28日
2025年7月14日 取締役会	普通株式	281百万円	18円00銭	2025年 5月31日	2025年 8月18日

###### （2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり決議を予定しています。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2026年2月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	234百万円	15円00銭	2025年 11月30日	2026年 2月27日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等により行い、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針であります。デリバティブ取引は、リスクを回避するため実需に伴う取引に限定して実施することとし、投機目的による取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、主な取引先の信用状況を定期的に把握することにより、リスク低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価は定期的に把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、並びに設備関係支払手形は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されていますが、先物為替予約取引を利用して為替変動リスクを回避しております。

借入金は、主に営業取引に係る運転資金と設備投資に必要な資金調達であります。このうち長期借入金について変動金利により資金調達を行った場合には、金利変動リスクに晒されますが、必要に応じて金利スワップ取引を利用して金利変動リスクを回避する方針としております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 (注2)	6,424	6,424	—
資産計	6,424	6,424	—
(2) 長期借入金 (1年以内返済予定 長期借入金を含む)	4,632	4,614	△17
負債計	4,632	4,614	△17
(3) デリバティブ取引 (注3)	16	16	—

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金（1年内返済予定長期借入金を除く）」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場関係会社株式	3,657
非上場株式	15

(注3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	6,414	—	—	6,414
社債	—	9	—	9
資産計	6,414	9	—	6,424
デリバティブ取引	—	16	—	16

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年以内返済予定長期借入金を含む)	—	4,614	—	4,614
負債計	—	4,614	—	4,614

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

**投資有価証券**

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

社債は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

**デリバティブ取引**

為替予約の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

**長期借入金**

長期借入金の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

**(収益認識に関する注記)**

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	木質建材事業	合板事業	合計
売上高 一時点で移転される財又は サービス 一定の期間にわたり移転され る財又はサービス	39,525 279	24,881 —	64,407 279
顧客との契約から生じる収益	39,804	24,881	64,686
外部顧客への売上高	39,804	24,881	64,686

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	12,717	12,123
契約資産	115	147
契約負債	44	46

顧客との契約から生じた債権は、受取手形及び売掛金、電子記録債権であります。

契約資産は、工事契約等について進捗度に基づき認識した収益に係る未請求の対価に対する連結子会社の権利です。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に連結子会社が工事の完成引渡し前に受領した未成工事受入金です。連結貸借対照表のうち流動負債の「その他」に含まれています。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

また、前連結会計年度及び当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

#### (1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,175円43銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 52円97銭    |

## 株主資本等変動計算書

(自 2024年12月1日)  
(至 2025年11月30日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金	利益剰余金					
	資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
2024年12月1日残高	2,141	1,587	387	10	7,000	1,597	8,994
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△594	△594
固定資産圧縮積立金の取崩				△2		2	—
当期純損失						△274	△274
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△2	—	△866	△869
2025年11月30日残高	2,141	1,587	387	7	7,000	730	8,125

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2024年12月1日残高	△1,174	11,549	1,985	△1	1,983	13,533
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△594				△594
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
当期純損失		△274				△274
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			892	13	906	906
事業年度中の変動額合計	—	△869	892	13	906	36
2025年11月30日残高	△1,174	10,679	2,878	11	2,889	13,569

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### デリバティブ

時価法

##### 棚卸資産

製品、仕掛品

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料、貯蔵品

先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、建物 (建物附属設備を除く) 及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア (自社利用分) については社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

##### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末において発生している額を計上しております。</p>
	<p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p>
	<p>数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
環境対策引当金	<p>微量 P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用の見積額を計上しております。</p>

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ・製品の販売に関する収益認識

当社は、木質建材事業及び合板事業の製造、販売を主たる事業としており、顧客との契約に基づいて製品等を引き渡す履行義務を負っております。

製品の引き渡しについては、製品を引き渡した時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断しています。

ただし、製品等の販売は国内の顧客に対するものであり、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の出荷から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、製品を工場から出荷した時点で収益を認識しております。

また、顧客との契約において約束された対価から値引き及びリベート等を控除しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 6. ヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法

原則として継延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

また、振当処理の要件を満たしている為替予約（買建）については、振当処理によつております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息
為替予約（買建）	外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限、取引限度額及び管理手続等を定めた社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク及び為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約（買建）の振当処理及び金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

## 7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (会計方針の変更に関する注記)

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

### (表示方法の変更に関する注記)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、明瞭性を高める観点から当事業年度より独立掲記することとしております。

### (会計上の見積りに関する注記)

#### 1. 棚卸資産の評価

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品	5,117百万円
うち、木質建材事業の製品	4,428百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	7,006百万円
無形固定資産	253百万円
減損損失	318百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分掲記されたものを除く)

短期金銭債権	795百万円
長期金銭債権	958
短期金銭債務	373

2. 有形固定資産の減価償却累計額 28,263百万円

3. 担保に供している資産	建 物	1,745百万円
	土 地	1,156
対応する債務	買 掛 金	105
	短 期 借 入 金	4,480
	長 期 借 入 金 (1年内返済予定長期借入金を含む)	2,801

4. 圧縮記帳

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は、建物、並びに機械及び装置等で2,846百万円であります。

5. 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

受取手形	86百万円
電子記録債権	7
支払手形	1,054
設備関係支払手形	49

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	売 上 高	686百万円
	仕 入 高	4,310
販売費及び一般管理費		94
営業取引以外の取引高		700

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,683,586	—	—	1,683,586

### (税効果会計に関する注記)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因是、退職給付引当金、減損損失、未払賞与、棚卸資産評価損であり、評価性引当額3,560百万円を控除しております。また、繰延税金負債の発生の主な原因是、その他有価証券評価差額金であります。

#### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。当社においては、2026年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、法定実効税率を29.86%から30.76%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

### (関連当事者との取引に関する注記)

#### ・子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	アドン(株)	(所有) 直接 100	製品の購入	製品の仕入 (注1)	3,078	買掛金	279
				資金の貸付 (注2)	1,000	関係会社長期貸付金 (注3)	958
				資金の回収	42		
				利息の受取	10		

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

- (注2) 市場金利を勘案して貸付利率を決定しております。  
 (注3) 1年内回収予定の関係会社長期貸付金を含めております。

・役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	富士鋼業(株) (注1)	なし	機械の仕入	機械部品の購入 (注2)	2	設備関係支払手形	2

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社相談役野田章三の近親者が議決権の過半数を保有しております。  
 (注2) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

**(収益認識に関する注記)**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

**(1株当たり情報に関する注記)**

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 866円77銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 17円55銭  |